

特別支援教育

1 国における特別支援教育の推進について

(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

平成19年 9月28日	「障害者の権利に関する条約」(以下「条約」と言う)の署名
平成22年 6月29日	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定
平成23年 8月 5日	「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行
平成24年 7月23日	中央教育審議会初等中等教育分科会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を報告
平成25年 9月 1日	「学校教育法施行令の一部改正について」の通知
平成25年10月	「教育支援資料」の公表
平成26年 1月20日	条約の批准(同年2月19日より発効)
平成26年 6月30日	「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」の公表
平成28年 4月 1日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行

(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(平成28年4月1日施行)の概要

障がい者を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法律であり、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められる。

また、障がいのある生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障がいのない生徒とともに、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムを推進し、障がいの有無にかかわらずともに助け合い・学び合う精神を涵養することが重要である。

2 本道における後期中等教育における特別支援教育の推進について

(1) 平成27年度「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果(道教委)

平成27年度の調査結果によると、教育上特別な支援を必要とする生徒の割合は、ここ3年間ほぼ変わっていない。

【該当学校数・人数及び割合】(調査対象校：道立高等学校及び中等教育学校)

調査対象学年	学校数 (*1比率)			人数 (*2比率)		
	H27	H26	H25	H27	H26	H25
第1学年	66校 (28.2%)	88校 (37.3%)	81校 (34.2%)	249人 (0.8%)	265人 (0.9%)	211人 (0.7%)
第2・3・4学年	122校 (51.5%)	125校 (52.1%)	123校 (50.8%)	420人 (0.7%)	423人 (0.7%)	436人 (0.7%)

*1：全日制、定時制それぞれを1校としてカウントしている。

*2：生徒数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

(2) 平成26年度「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に関する調査」(道教委)の公立高等学校の結果から

質問項目	回 答	割合*
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した理由	知的な遅れはないが、発達の状態による学習面や行動面の困難がある	63.8%
	知的な遅れによる学習上又は生活上の困難がある	20.5%
支援が必要な生徒について、困難な状況が見られるもの	自分が分からない状況や困っていることを相手に伝えることが難しい	46.3%
	全体への指示や説明を聞いて理解することが難しい	43.8%
	友達関係をうまく築けなかったり、集団での活動ができなかったりする人が多い	43.3%

* 各学校の校内委員会が、特別な教育的支援が必要と判断した生徒数に対する割合

(3) 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置

発達障がいのある教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する道立高等学校に特別支援教育支援員を配置しており、今年度は8校(月形高校、美唄尚栄高校、遠軽高校(定時制)、上士幌高校、更別農業高校、阿寒高校、追分高校、函館商業高校(定時制))を配置校として指定した。

(4) 特別支援教育スーパーバイザー等(SV・PT)の派遣

教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する全ての学校に、各教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザー(SV)又は、「特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業(PT派遣事業)」により、特別支援学校の教員を派遣している。

ア 支援内容

対象となる生徒の状況の把握、管理職等との協議や当該生徒への対応方法等への助言、個別の指導計画の作成についての校内研修会の実施などを行っている。

イ 派遣状況

平成26年度は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する全ての学校(148校)に対して1回の派遣を行っており、この内、日常的に支援を要する生徒が在籍する学校(28校)に対して2回の派遣を行っている。

(5) 北海道の後期中等教育段階における特別支援教育に関する検討委員会の開催

ア 本委員会の目的

高等学校等に在籍する特別な教育的支援を要する生徒の自立や社会参加に必要な力を育成する観点から、本道の後期中等教育段階における特別支援教育の在り方を検討する。

イ 設置期間

平成27年4月3日から平成29年3月31日まで

ウ 構成委員

関係団体、学校関係者、特別支援教育PTA関係者、学識経験者等
(オブザーバー：北海道特別支援学校長会及び北海道高等学校長協会の代表等)

エ 検討事項

(7) 発達障がいのある生徒に対する後期中等教育の在り方に関すること

- (イ) 後期中等教育における特別支援教育の充実に向けた取組の方向性に関すること
- (ウ) その他関連する事項

オ 開催スケジュールと主なテーマ（第3回以降は予定）

- 第1回 平成27年5月 本道の後期中等教育段階における特別支援教育の現状について
- 第2回 平成27年8月 インクルーシブ教育システムの構築について
- 第3回 平成28年1月 教員の専門性向上の取組について
- 第4回 平成28年5月 学校間連携の在り方について
- 第5回 平成28年8月 生徒が自立し、社会参加するための教育の在り方について
- 第6回 平成29年1月 特別支援教育に関する検討委員会としてのメッセージの検討について

詳細は <http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kentouinnkai.htm> を参照

(6) 発達障がいのある子どもの指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得するための「校内研修プログラム」

道教委では、発達障がいのある子どもの指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得するための「校内研修プログラム」を発行し、道内の全ての公立学校及び私立学校に配付している。本プログラムは、職員会議後の短い時間や、校内委員会などでも取り組むことが可能な内容となっており、全14管内で開催している特別支援教育充実セミナーにおいて、本プログラムの意図や活用例を説明している。

詳細は <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp> を参照

3 「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」（文部科学省指定事業）について

(1) 事業の概要

本事業は、高等学校及び中等教育学校後期課程においては、現行の小・中学校の通級による指導と同様の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行うため、特別の教育課程を編成・実施するとともに、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導について研究を行うことを通じて、高等学校等における特別支援教育を充実し、障がいのある生徒の自立や社会参加を推進することをねらいとしている。

道内では、上士幌高校が平成26年度～平成28年度の指定を受け、調査研究に取り組んでいる。また、新たに本別高等学校、大樹高等学校が平成27年度～平成29年度の指定を受けており、3校が互いに連携しながら、本事業を効果的に進め、各学校の特性に応じた調査研究を行うことにより、取組内容の充実を図ることとしている。

(2) 各研究指定校の取組等の概要

ア 上士幌高等学校

(ア) 取組の概要について

- ・一斉授業において特別な教育的支援を必要とする生徒を対象に、自校に通級

指導教室を設置し、外部の専門家と連携するなどして自立活動の指導を行うことにより、障がいによる学習又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を育成する。

- ・生徒全員にとって分かりやすい授業となるよう、一斉授業における指導内容や指導方法等の工夫・改善に取り組むことにより、特別な教育的支援を必要とする生徒の学習意欲を高める。

(イ) 特別な教育課程の編成・実施について

- ・教育課程に位置付け、自立活動「スキルトレーニング」を35単位時間で実施する。
- ・研究1年目は、時間割に組み込まず放課後に週2時間実施し、研究2年目は、通常授業の時間帯に実施する。
- ・一斉授業において特別な教育的支援を必要とする生徒を対象に自校の通級指導室でのソーシャルスキルトレーニング等を行う。
- ・評価については、総合的な学習の時間と同様に、文章で記述する。

【平成26年度入学者教育課程表<抜粋>】

教科 科目・標準単位数	学年 種類	学年			計
		1年	2年	3年	
簿記	2~4		2	3	0~5
商業情報処理	2~4		◆2	3	0~5
家庭	4~6			3	0~3
○ライフデザイン	2			◆2	0~2
各学科に共通する各教科・科目の計		28	23~27	20~28	71~83
主として専門学科において開設される各教科・科目の計		0	0~4	0~8	0~12
総合的な学習の時間 (総合的な学習の時間)	3~6	1	2	1	4
小計		29	27~29	27~29	83~87
スキルトレーニング ※		◆1	◆2	◆2	0~5
合計		29~30	29	29	87~88
特別活動	ホームルーム活動	1	1	1	3
教育課程に係るその他の事項					
卒業までに修得させる単位数		74 単位		卒業に必要な履修と修得の単位数	○ 1 分離している ● 2 分離していない

(ウ) 自立活動「スキルトレーニング」について

- ・授業形態は、グループ学習及び個別学習で、ストレッチ、軽運動、おはじき、人生ゲーム、調理実習などを行う。
- ・校内の特別支援教育コーディネーター（2名）が主に指導を担当し、特別支援教育支援員や、非常勤講師のサポートティーチャーが指導を支援する。
- ・毎時間、最後の10分間は対象生徒が自己評価及び感想を記録票に記入する。

【ストレッチ、軽運動の様子】



【調理実習で使う食材選び、調理の様子】



(エ) 自立活動「スキルトレーニング」の主な成果と課題等について

① 主な成果

- ・対象生徒の表情が豊かになり、笑顔で活動することが増えた。
- ・放課後に少人数で学習しているため、互いに協力しながら取り組む場面が多く、徐々に周囲との関わり方に改善が見られた。
- ・担当教員と信頼関係を構築することができた。
- ・普段は見られない生徒の一面を発見することにより、できることをほめて学習に取り組む意欲を伸ばすことができた。

② 主な課題

- ・内容によっては、生徒の自主性、積極性が低い取組があった。
- ・自立活動「スキルトレーニング」の効果検証が困難である。

③ 改善の方向性

- ・個々の生徒のニーズに応じた取組の設定や、活動のねらいを明確化することが必要である。

(オ) 自立活動「スキルトレーニング」を希望する者の手続きについて

- ・生徒への説明後、受講希望の有無を確認し、生徒、保護者にアンケートを実施する。
- ・受講を希望する生徒と個別面談を行い、自立活動「スキルトレーニング」の目的や内容について説明を行う。
- ・個別面談後、生徒と保護者と再度面談を行い、自立活動「スキルトレーニング」と補習との違いについて説明を行う。
- ・自立活動「スキルトレーニング」の受講により期待される効果や、予想される課題を説明の上、保護者と本人から承諾書を受取り、学年会議、校内支援委員会、職員会議を経て受講者を決定する。

【受講に至らない事例での個別面談におけるアドバイス】

受講に至らない事例	個別面談におけるアドバイス
学習面で不安を抱えており、個別指導を実施してくれると考えていた	通常の補習や考査前学習会(学年主催)、通常授業での教員等のサポートがあることを説明
対人関係等で悩みを抱えている	随時、担任や養護教諭、特別支援教育コーディネーターと教育相談できることを説明
基本的な生活習慣で悩みを抱えている	通常のHR活動や教科指導、学校生活の中で解決に向けた取組ができることを説明
コミュニケーション面で悩みを抱えている	
SSTに興味・関心があった	個別にSSTについて学ぶ機会を設けることを提案

※ S S T
ソーシャルスキルトレーニング

(カ) 通級指導教室「SR」の一般生徒への開放について

① 「SR」開放のねらいと利用状況

- ・「SR」は、「Support & Switch & Step up Room」の略で、通級に使う教室を、日中の休み時間等に全校生徒が利用できるよう工夫した。
- ・何か困ったことがある、感情のコントロールがうまくいかないときなど、先生のサポートを受け、クールダウンし、授業など学校生活を前向きに頑張ることができるような部屋を目指し、保健室との違いを明確にした。
- ・サポートティーチャーが、休み時間に来室する生徒の悩み相談などに対応した。
- ・生徒のみでの利用は不可とし、授業時間の場合は、教科担任にSR利用の事情を伝え許可を得るなどの利用に当たってのきまりを明確にした。

② 「SR」開放による効果

- ・これまで、授業を欠席しがちであった生徒が、10分間の休み時間ごとに来室して悩み相談を行うことにより、授業の欠席が減少した。
- ・通級で使う時間を除き、全校生徒がSRを気軽に利用できるようにしたことで、通級における自立活動に対して、対象以外の生徒の理解が深まり、対象生徒の通級での学習活動に対して、温かい目で見守るような雰囲気生まれた。

【「SR」教室（会議室を「SR」教室として使用）】



イ 本別高等学校、大樹高等学校

(ア) 取組の概要について

- ・通級による指導を8単位（上限）設定し、自立活動の指導を行うこととしており、個々の生徒が必要とする内容及び実施する時数については、生徒の障がいの状態等に応じた個別の指導計画を作成の上で決定する。
- ・本別高校においては、生徒の認知特性等の障がいの特性に応じた自立活動及び理系教科での図形やグラフなどの読み取りや表現の仕方、文系教科での文字の読み取りや文章での表現の仕方など、生徒が各教科で学びやすくなるための補充指導を行う。
- ・大樹高校においては、生徒の障がいの特性を踏まえ、キャリア発達における自分と他者、自分と環境との関係性の中から様々なスキルを獲得するといった視点を取り入れ、生徒の障がいの特性に応じた個別での指導と、他者との多様で幅広い人間関係の形成を目的とした集団での指導を取り入れた自立活動の指導を行う。